平成２１年（フ）第５３０号
熊本市尾ノ上４丁目18番154号
破産者　林　　慶諭
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲1624番地
破産者　松龍いずみ
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２０年（フ）第６２９号
大分県別府市大字内竈1928番地の10
破産者　箭内　栄子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６３０号
大分市原新町11番16号原コーポ202
破産者　志岐　憲史
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８１３号
大分県別府市亀川四の湯町17番10号　伊藤アパート101号
破産者　賎川　佳子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２６号
大分県由布市湯布院町大字川西789、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見2881番地の206
破産者　佐藤　幸子（旧姓日野）
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６７３号
北海道千歳市千代田町３丁目６番地の１
破産者　神　　浩二
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３４号
函館市中島町15番13号
破産者　佐藤　安信
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字内田39番地
破産者　大槻　敏美
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３２号
宮城県柴田郡大河原町字緑町11番地５
破産者　若井　幹雄
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５６号
宮城県刈田郡蔵王町宮字井戸井沖65番地５－１－201号室
破産者　高橋みつい
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３７号
福島県会津若松市一箕町松長４丁目９番地の79
破産者　本間　一宇
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３５０５号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目26番６号　ヴィラ東寺尾406、開始決定時の住所横浜市神奈川区松見町３丁目１番地の７
破産者　小杉　榮一
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５２号
静岡県焼津市五ケ堀之内752番地　ぱーくたうんルナⅡ303、旧住所静岡県焼津市五ケ堀之内355番地の１
破産者　大橋　　悟
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９９号
静岡県浜松市中区新津町456番地、前住所静岡県浜松市中区新津町457番地
破産者　鈴木　良己
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第８８号
京都府宮津市字惣392番地の２、前住所京都府宮津市字宮村1286番地
破産者　清水　孝雄
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第９９２４号
大阪府摂津市香露園４番４号
破産者　黒崎ゆかり
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３５６号
大阪市城東区諏訪４丁目11番29号
破産者　子師　政弘
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７号
長崎県長崎市城山台２丁目15番６号
破産者　濱岡　健児
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
宮崎市権現町166番地１　アクエリウス204号
破産者　平田　美紀
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係